

1 女性のチャレンジ支援策の推進

女性のチャレンジを支援する担当者研修や「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の一環として、男女共同参画の観点を踏まえ、関係省との連携・協力の下、女性若年層の就業促進を目的とした広報啓発事業として、地域の女性センターにおける多様なキャリア形成支援のための就業支援・意識啓発セミナー、ジョブカフェと連携した研修・広報事業などを引き続き実施する。

また、「女性の再チャレンジ支援プラン」(2005年12月女性の再チャレンジ支援策検討会議決定)を関係府省が連携して着実に実施するとともに、更なる課題を検討していく。

同プランに基づき、内閣府においては、「再チャレンジ支援地域モデル事業」を実施するとともに、関係省と連携して再チャレンジしたい女性に必要な支援情報を提供するポータルサイトの構築に取り組む。

また、農林水産省においては、引き続き、女性の社会参画・経営参画を促進するため、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修、女性認定農業者等の拡大を推進するとともに、地域における女性農業者への支援体制の強化等を総合的に実施していくこととしている。

さらに、経済産業省においては、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を修得させる短期集中研修である女性向け等の「創業塾」を実施するとともに、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性、若者/シニア起業家支援資金)や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意するなど、女性を含めた開業・創業の支援を引き続き実施していく。

2 男女の均等な機会の確保対策の推進

積極的な指導等により男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、均等取扱いに関する個別紛争の円滑かつ迅速な解決のため、都道府県労働局長による援助及び機会均等調停会議による調停を行う。ポジティブ・アクションについては、企業が自主的に取り組むよう、一層の普及促進を図る。職場におけるセクシュアルハラスメントについては、防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合には適切な対応がなされるよう指導を行うとともに、相談体制の充実を図る。

また、「女性と仕事の未来館」においても、セミナーや情報提供を行う等、引き続き働く女性を支援していくこととする。

さらに、平成18(2006)年度から、女性の起業支援のための総合的情報提供を行う専用サイトの創設や、経営上のノウハウや諸問題を打開するためのアドバイスを与えるメンター(先輩の助言者)の紹介サービス事業を実施するとともに、子育て期にある女性の起業を促進するため、末子が12歳以下の子育て期にあり、かつ、有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県に居住している女性の起業に対する助成金制度を創設することなどにより支援を行っていく。

3 パートタイム労働対策の推進

パートタイム労働指針に具体化されたパートタイム労働者と正社員との均衡処遇の考え方の社会的な浸透・定着に向けた取組みを引き続き行うとともに、従来の短時間労働者雇用管理改善等助成金の内容を抜本的に見直し、均衡処遇に取り組む事業主への支援を強化する。また、均衡処遇に向けた取組みについて事業主自らがチェックしアドバイスを得られるインターネット上の診断システムの提供を開始するとともに、事業主に対して人事労務管理の専門家を派遣して具体的な助言を行い、同業・同地域の他企業による会議を開催して、その成果を共有する「均衡処遇推進事業」などを引き続き実施する。

4 仕事と家庭の両立支援対策の推進

育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、企業における育児休業制度等の定着を促進する。また、育児休業の取得等を理由とした不利益な取扱いについての労働者からの相談に適切に対応する。さらに、育児休業の取得等が立ち遅れている中小企業に対する「中小企業子育て支援助成金」を創設する。

平成17（2005）年4月より全面施行されている次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるため、できるだけ多くの企業において「一般事業主行動計画」の策定・届出が行われるように、特に、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業を中心に啓発・指導を実施し、企業等における自主的な取組みを支援する。また、平成19（2007）年度から実施される認定に向け、企業等に対し周知・啓発を実施していく。

また、仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業の普及促進、育児・介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネットにより提供するフレイフレ・テレフォン事業の推進を引き続き図っていく。さらに、育児・介護等のために退職した者に対して、キャリアコンサルタントによる相談の実施等、再就職の準備のための計画的な取組みを支援する「再チャレンジサポートプログラム」の実施箇所を拡充するとともに、マザーズハローワークと連携した総合的な再就職支援を実施する。

経済産業省においては、保護者や働きながら育児を行う従業員を抱える企業等のニーズを踏まえ、NPO・民間企業・病院等多様な主体の連携によるコンソーシアム形式による新たな育児関連サービスの提供を行う場合の支援を行う。また、商店街振興組合などが商店街の空き店舗を借り上げて改装等を行い、保育サービス施設等を設置・運営する事業に対して支援していく。

5 マザーズハローワーク

平成18（2006）年度から、従来の両立支援ハローワークに替えて、新たにマザーズハローワークを設置し、再就職を希望する母子家庭の母等、子育て女性への就職支援を行う。具体的には、子ども連れでも来所しやすい体制を整備するとともに、求職活動の準備が整いすぐにも再就職を希望する方に対し、担当者制の職業相談や、地方公共団体等との連携による子育て情報の提供など、再就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行う。

その中で、マザーズハローワークの利用者のうち、担当者制による就職支援を受けた対象者数が3,000人を上回ることで、また、当該支援を受けた対象者の就職率が50%を上回ることを目標としている。

6 無料職業紹介事業者研修会

母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るため、職業相談・職業紹介に係るノウハウ等を無料職業紹介事業者に提供する無料職業紹介事業者研修会を行う。

7 行動計画に基づく次世代育成支援対策の推進

母子家庭の自立支援施策を含む、次世代育成支援のための各般の施策の着実な推進を図るため、それぞれの行動計画に基づいた地方公共団体の取組みを支援する。